

公 告

本組合、通常総代会招集について、定款第5条の規程により第20回通常総代会開催を次のとおり公告いたします。

平成30年 3月29日

新おたる農業協同組合
代表理事組合長 森 一義

記

- 1、開催日時 平成30年 4月13日(金曜日)午前9時00分
- 2、場 所 仁木町民センター(余市郡仁木町西町1丁目36番地1)
- 3、附議事項 下記議案のとおり

議案第1号 平成29年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および注記表の承認について
平成29年度の事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および注記表を確定させるために承認を願うものです。
又、経営基盤強化積立金の積立、固定資産等拡充強化積立金の積立については、定款65条に定める組合事業の改善のための支出にあてることを目的とする事の承認を願うものです。
別記のとおり承認願いたい。

議案第2号 平成30年度事業計画の設定について
平成30年度事業計画の承認を願うものであります。
別記のとおり設定いたしたい。
なお、年度の途中において事業計画のうち軽微な事項につき一部変更を要するに至ったときは、理事会に一任願いたい。

議案第3号 賦課金の賦課及び徴収方法について
定款第24条に定めのある経費の賦課について、平成30年度の賦課金について承認を願うものであります。
平成30年度における営農指導事業に係わる賦課金の賦課及び徴収方法については次のとおりといたしたい。(消費税の課税判定は課税対象外である。)

戸数割	正組合員1戸あたり	15,000円
耕作面積割 (10a当たり)	田・畑	300円
	採草放牧地(飼料用作物も含む)	50円

賦課基準日は平成30年6月末を基準とし、徴収方法は平成30年11月12日を期日とし貯金・クミカン・または現金により徴収する。最終期限は11月30日とする。

議案第4号 役員報酬の支給について
平成30年度の役員報酬について承認を願うものであります。
平成30年度の役員報酬等については、組合員5名から構成される「役員報酬審議会」において、昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を検討して出された「答申」を踏まえ、次のとおりといたしたい。
(1) 理事10名の報酬については総額は9,100千円の範囲内とし、各理事の報酬額、支給方法については、理事会に一任願いたい。
(2) 監事3名の報酬の総額は1,300千円の範囲内とし、各監事の報酬額、支給方法については監事会に一任願いたい。

議案第5号 定款の変更について
下記のとおり変更いたしたい。
1. 変更理由~平成30年1月の休眠預金等活用法施行に伴い、広告の方法にかかる規定の変更ならびに事業の追加を行う。
旧農協法の規定に基づく中央会の指導に関する総会報告等平成27年改正農業協同組合附則により経過措置とされていた、旧農協法に基づく中央会に関する規定の削除等所要の変更を行う。
2. 変更内容~別記のとおり変更いたしたい。
なお、変更許可申請に際し、行政庁より字句等の修正について指示があった場合には、その処理を理事会に一任願いたい。

議案第6号 信用事業規程の改正について
下記のとおり変更いたしたい。
1. 変更理由~休眠預金等活用法施行に伴う預金保険機構からの委託業務を追加する等所要の変更を行う。
2. 変更内容~別記のとおり変更いたしたい。
なお、改正許可申請に際し、行政庁より字句等の修正について指示があった場合には、その処理を理事会に一任願いたい。

報告事項 I JAバンク基本方針の変更について
定款40条第3項の規定に基づき、別記のとおり報告いたします。

報告事項 II 平成29年度労働保険事務組合保険料徴収・納付状況について
別記のとおり報告いたします。